

【新設・改正】（圧縮記帳の適用を受けた場合の再資源化事業等高度化設備の取得価額要件の判定）

44 の 6－2 措置法令第 28 条の 8 の 2 第 2 項に規定する機械及び装置又は器具及び備品の取得価額が 2,000 万円以上又は 200 万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置又は器具及び備品が法第 42 条から第 49 条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるとき（42 の 6～47(共)－3 の 2 (2) 中「税額控除対象機械装置等」とあるのを「措置法令第 28 条の 8 の 2 第 2 項に規定する機械及び装置並びに器具及び備品」と読み替えた場合における 42 の 6～47(共)－3 の 2 (2) に掲げる場合を含む。）は、その圧縮記帳後の金額（上記の 42 の 6～47(共)－3 の 2 (2) に掲げる場合にあっては、42 の 6～47(共)－3 の 2 (2) に定める金額）に基づいてその判定を行うものとする。

【解説】

- 1 本通達では、本制度の適用対象資産（再資源化事業等高度化設備）について圧縮記帳の適用を受けた場合の取得価額要件の判定について明らかにしている。
- 2 本制度の適用対象資産は、減価償却資産の区分に応じてそれぞれ一定の規模のものと規定され（措法 44 の 6 ①）、具体的には、機械及び装置にあっては 1 台又は 1 基の取得価額が 2,000 万円以上のものと、器具及び備品にあっては 1 台又は 1 基の取得価額が 200 万円以上のものと、それぞれ定められているが（措令 28 の 8 の 2 ②）、本制度と法人税法上の圧縮記帳とは重複適用が可能であることから、法人税法上の圧縮記帳の適用を受けた適用対象資産について本制度の適用を受けようとする場合に、その取得価額が一定の基準額以上であるかどうかを圧縮記帳前又は圧縮記帳後のいずれの金額によって判定するのか疑問が生ずる。
- 3 この点、法人税法上の圧縮記帳の適用を受けた減価償却資産については、圧縮記帳後の金額を取得価額とするものとされており（令 54③）、本制度の適用に当たっても、措置法令第 28 条の 8 の 2 第 2 項の規定ぶりからみて同様に取り扱うのが相当である。そこで、本通達では、本制度の適用を受けようとする減価償却資産の取得価額が一定の基準額以上であるかどうかを判定する場合において、その適用対象資産が法人税法上の圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うことを明らかにしている。
なお、この場合には、特別償却限度額の計算も、圧縮記帳後の金額に基づいて行うこととなる。
また、本制度と措置法上の圧縮記帳とは重複適用できないこととされていることから（措法 65 の 7 ⑦等）、措置法上の圧縮記帳の適用を受けた減価償却資産については、このような問題は生じない。
- 4 ところで、措置法通達 42 の 6～47(共)－3 の 2 の本文(2)では、一定の設備投資に係る法人税額の特別控除に関する規定の適用を受ける場合の取得価額について、減価償却資産の取得等をして事業の用に供した事業年度（供用年度）後の事業年度において法人税法上の国庫補助

金等の圧縮記帳の適用を受けることが予定されている場合には、国庫補助金等の交付予定金額を控除した金額によることとしている。この取扱いは、同一年度において国庫補助金等の圧縮記帳と一定の設備投資に係る法人税額の特別控除に関する規定とを適用する者とのバランスを考慮して設けた取扱いであるため、一定の設備投資に係る特例である本制度の取得価額要件の判定においても、取扱いを区別することなく、国庫補助金等相当額を控除した金額によることを、本通達の括弧書で明らかにしている。